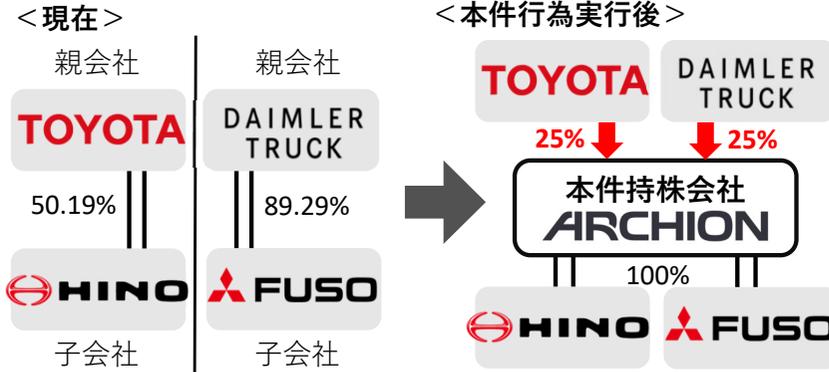


トヨタ自動車株式会社及びダイムラー・トラック・アーゲーによる  
日野自動車株式会社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に関する審査結果について (1/2頁)

本件行為の構図

- トヨタとダイムラートラックが本件持株会社に25%ずつ出資
- 日野・三菱ふそうを本件持株会社が完全子会社化



一定の取引分野の画定

※画像出典：当事会社グループHP

当事会社グループにおいて競合する  
6分野 (地理的範囲：日本全国)



①大型トラック

②中型トラック

③小型トラック

競争の実質的制限の検討

- 本件行為により主要な事業者が2者に
- 当事会社グループの市場シェア(約45%)は有力な競争者A社(約50%)と拮抗
- 輸入圧力・参入圧力は認められない
- 需要者からの競争圧力は限定的



⚠ 当事会社グループと競争者の協動的行動による競争制限のおそれあり

- 本件行為により主要な事業者が2者に
- 有力な競争者A社の市場シェア(約60%)は当事会社グループ(約40%)と比べて大きい
- 輸入圧力・参入圧力は認められない
- 需要者からの競争圧力は限定的



⚠ 当事会社グループと競争者の協動的行動による競争制限のおそれあり

- 本件行為により主要な事業者が2者に
- 当事会社グループの市場シェアは大きい(約60%)
- 有力な競争者A社の市場シェアは比較的小さい(約40%)
- 輸入圧力は認められず参入圧力は限定的
- 需要者からの競争圧力は限定的



⚠ 当事会社グループの単独行動 + 当事会社グループと競争者の協動的行動による競争制限のおそれあり

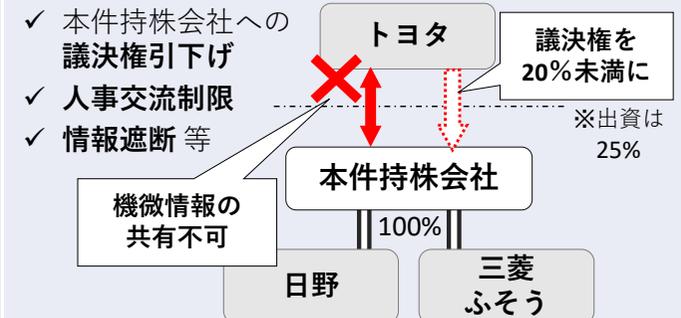
当事会社が提案した問題解消措置

- スカニアグループ (スウェーデン) を有力な競争者とするため当事会社グループがスカニアの販売・アフターサービスを支援
- 措置の履行状況をモニタリングトラスティが監視し、公正取引委員会に定期報告  
※①～⑥の6分野共通の措置

前提 三菱ふそうは本件行為とは無関係に中型トラックの自社生産を終了し、他社からのOEMで販売を継続予定

- 当事会社グループ間の販売競争を確保するための措置を実施
- 両者の直営販売会社等が販売を行う地域において、片方を独立系販売会社とする
- 当事会社グループ間の情報遮断 等

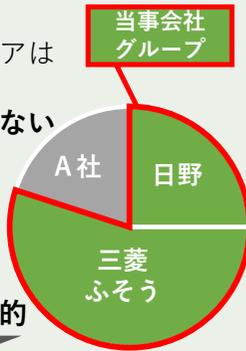
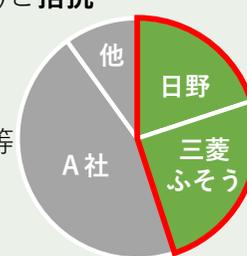
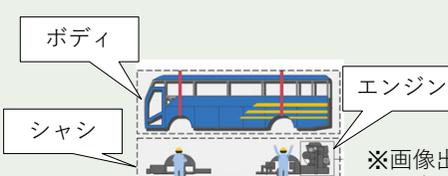
- トヨタを独立した競争者とするための措置を実施 ※小型観光バスと共通の措置



トヨタ自動車株式会社及びダイムラー・トラック・アーゲーによる  
日野自動車株式会社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に関する審査結果について (2/2頁)

バス市場の状況 (検討の前提)

大型観光バス・大型路線バス：競争者であるA社と日野は、両者の共同出資会社が組み立てた同一の商品をそれぞれのブランドで販売  
※観光バスには日野が製造・開発したエンジン及びシャシを搭載、路線バスにはA社が製造・開発したエンジン及びシャシを搭載  
大型路線バス：三菱ふそうは本件とは無関係にディーゼルエンジンの大型路線バスの製造販売を終了するとともに、EVの大型路線バスの製造販売を開始予定

	④大型観光バス	⑤大型路線バス	⑥小型観光バス
競争の実質的制限の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件行為により主要な事業者が<b>2者</b>に</li> <li>当事会社グループの市場シェアは<b>大きい</b>(約80%)</li> <li>有力な競争者A社の市場シェアは比較的<b>小さく</b>(約20%) <b>競争のインセンティブは強くない</b> ∴ A社は日野製エンジン等を搭載した商品を販売</li> <li>輸入圧力は<b>認められず</b>、参入圧力は<b>限定的</b></li> <li>需要者からの競争圧力は<b>限定的</b></li> </ul>  <p>⚠️ 当事会社グループの<b>単独行動</b> + 当事会社グループと競争者の<b>協調的行動</b>による<b>競争制限のおそれあり</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件行為により主要な事業者が<b>2者</b>に</li> <li>当事会社グループの市場シェア(約45%)は有力な競争者A社(約45%)と<b>拮抗</b></li> <li>有力な競争者A社の<b>競争のインセンティブは弱くない</b> ∴ A社は自社製エンジン等を搭載した商品を販売</li> <li>その他の競争者(主にEV)からの圧力は<b>限定的</b></li> <li>輸入圧力は<b>認められず</b>、参入圧力は<b>限定的</b></li> <li>需要者からの競争圧力は<b>限定的</b></li> </ul>  <p>⚠️ 当事会社グループと競争者の<b>協調的行動</b>による<b>競争制限のおそれあり</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事会社グループの市場シェアは<b>大きく</b>(95~100%) 実質的に<b>独占</b>に</li> <li>輸入圧力は<b>認められず</b>、参入圧力は<b>限定的</b></li> <li>需要者からの競争圧力は<b>限定的</b></li> </ul>  <p>⚠️ 当事会社グループの<b>単独行動</b>による<b>競争制限のおそれあり</b></p>
当事会社が提案した問題解消措置	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>スカニアグループ</b>(スウェーデン)を<b>有力な競争者とする</b>ためスカニアが販売する大型観光バスの<b>生産・販売・アフターサービスを支援</b></li> <li>*日野が開発するボディとスカニア製エンジン・シャシを用いたバスの製造を日野とA社の共同出資会社が受託</li> </ul>  <p>※画像出典：当事会社グループHP</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>日野と三菱ふそう間の競争を確保する</b>ための措置を実施</li> <li>✓ 本件持株会社・日野・三菱ふそう間の<b>情報遮断</b>等</li> </ul>  <p>機微情報の共有不可 本件持株会社 日野 三菱ふそう ※本件持株会社を経由した情報共有も禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>トヨタを独立した競争者とする</b>ための措置を実施 <u>※小型トラックと共通の措置</u></li> <li>✓ 本件持株会社への<b>議決権引下げ</b></li> <li>✓ <b>人事交流制限</b></li> <li>✓ <b>情報遮断</b>等</li> </ul>  <p>トヨタ 議決権を20%未満に 本件持株会社 100% 日野 三菱ふそう ※出資は25%</p>

結論

問題解消措置が講じられることを前提とすれば、一定の取引分野(大型トラック・中型トラック・小型トラックのトラック3分野、及び、大型観光バス・大型路線バス・小型観光バスのバス3分野)における競争を実質的に制限することとならない